

株式会社ジェイ・モーゲージバンク 御中

申込者本人 住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 実印

連帯保証人 (注) 住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 実印

注：【JMBフラット35】の連帯債務者の方

申込内容の変更申出 (【JMBフラット35】つなぎローンの借入申込み)

平成 年 月 日付けにて貴社に借入申込みを行った「【フラット35】長期固定金利型住宅ローン (機構買取型)」に係る資金計画に関して、貴社の「【JMBフラット35】つなぎローン」を下記のとおり利用することに変更しましたので、【JMBフラット35】つなぎローンの借入れを申し出ます。

なお、この申出に当たっては、裏面記載の「住宅融資保険の利用に関する個人情報の同意書兼住宅融資保険の利用に関する同意書」を確認し、了承しております。

また、「個人情報の取扱いに関する同意書」をこの申出と併せて差し入れます。

記

Table with columns: 借入希望金額, 希望借入期間, 返済方法, 期日一括払い, 分割希望額, お借入希望日, 資金使途. It details loan amounts and disbursement purposes for three different loan types.

<当社使用欄>

受付日 平成 年 月 日

【フラット35】申込番号 [ ]

【フラットプラスローン】申込番号 [ ]

【フラット35】つなぎローン申込番号 [ ]

可 ・ 否

Approval table with columns: 業務部 (決裁, 検印, 受付), 審査部 (決裁, 検印), 営業本部 (検印, 営業担当者).

# 住宅融資保険の利用に関する個人情報の同意書兼住宅融資保険の利用に関する同意書

株式会社ジェイ・モーゲージバンク 御中  
独立行政法人住宅金融支援機構 御中

私（申込人、連帯債務者及び連帯保証人をいいます。以下同じ。）は、株式会社ジェイ・モーゲージバンク（以下「申込金融機関」といいます。）から住宅ローンの貸付け（以下「本貸付け」といいます。）を受けるに当たり、申込金融機関が本貸付けに独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）の住宅融資保険を付保することに伴い、下記1の個人情報の利用等について理解し、確認のうえ同意いたしました。

併せて、下記2以下に記載の住宅融資保険の利用に関する事項の説明を受け、確認のうえ同意いたしました。

## 記

### 1 機構が個人情報を利用する業務の内容及び目的（機構への同意事項）

私は、本貸付けに係る申込みに関し、申込金融機関が保有する私の個人情報を次の業務及び利用目的のために機構に提供し、機構が、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、私の個人情報を当該業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

また、私は、機構が、機構（住宅金融公庫を含みます。）の融資、貸付債権の譲受け又は住宅融資保険の付保に係る業務を通じて既に取得し、又は取得する私の個人情報を独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

#### (1) 業務内容

- 住宅融資保険引受けのための審査
- 保険金の支払いのための審査
- 保険代位（保険金の支払いにより、申込金融機関から機構に住宅ローン債権が移転することをいいます。以下同じ。）した後の保有債権の管理回収
- 住宅の建設等に必要な資金の貸付けを行った金融機関からの貸付債権の譲受け
- その他これらに付随する業務

#### (2) 利用目的

- 保険引受のための資格確認、与信取引上の判断、審査、決定及び継続的な管理のため
- 保険金の支払いの判断のため
- 保険引受基準の見直しのため
- 保険代位により生ずる私との法律に基づく権利の行使及び義務の履行のため
- 私に対する貸付債権を、機構が金融機関から譲り受けるに当たって行う与信判断のため
- その他私との取引の円滑かつ適切な履行のため

### 2 住宅融資保険制度について（申込金融機関及び機構への同意事項）

私は、住宅融資保険について、次の内容を確認しました。

(1) 住宅融資保険とは、申込金融機関を契約者、機構を保険者とし、私が申込金融機関に対する住宅ローンの返済の継続が困難となった場合等、所定の要件が認められたときに、機構が申込金融機関に対し保険金を支払うものであること

(2) (1)の場合、保険代位するものであること

(3) 機構が申込金融機関に対し保険金を支払うまでは、私は機構との間に直接の契約関係は生じないこと

(4) 機構が申込金融機関に対し保険金を支払った場合でも、これにより私の本貸付けに係る債務が消滅するものではなく、機構が引き続き当該債務の回収を行うこと

(5) 住宅融資保険の付保に係る保険料は、申込金融機関が機構に対し支払うものであること

### 3 住宅ローンの使途及び調査への協力（申込金融機関及び機構への同意事項）

私は、本貸付けに係る借入金の全部を住宅建築に係る土地購入代金又は工事請負代金の支払いのために利用します。

また、当該借入金に係る住宅に関し、申込金融機関又は機構がその使用状況等について調査する場合は、これに同意するとともに、当該調査に協力します。

### 4 保険代位後の管理回収（機構への同意事項）

保険代位後、機構は、私に対する住宅ローン債権の管理回収を、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）に規定する債権回収会社に委託する場合がありますことを同意します。

### 5 本同意書の条項に不同意の場合（申込金融機関への同意事項）

私が本同意書の条項の全部又は一部に同意しない場合は、私は申込金融機関から本貸付けを受けることができなくなる場合がありますことを承諾しました。

### 6 問合せ窓口（申込金融機関及び機構への同意事項）

私は、機構に対する個人情報の開示、訂正又は削除の申出その他個人情報に関する問合せについては機構に、それ以外の問合せについては申込金融機関にそれぞれ連絡するものとします。

## お問合せ窓口

申込金融機関 株式会社ジェイ・モーゲージバンク 〒108-0075 東京都港区港南1-8-15 Wビル8階

TEL 03-5782-7923

独立行政法人住宅金融支援機構 〒112-8570 東京都文京区後楽1-4-10

TEL 03-5800-8149